

令和5年度第2回

尼崎市男女共同参画審議会 会議録（要旨）

- 日時：令和6年1月18日（木）13時～15時
- 場所：議会棟 東会議室
- 出席委員：委員9名（◎＝会長 ○＝副会長）
新井委員、金地委員、小林委員、○武田委員、徳山委員、
友田委員、◎中里委員、中村委員、三宅委員
事務局4人
文化・人権担当部長、ダイバーシティ推進課長、
ダイバーシティ推進課職員2人
オブザーバー
女性センター所長
- 関係所管：0課
- 傍聴者：1名（議事1は非公開のため退席）

1 開会

2 議事

(2) 略歴書の性別記載欄について

事務局：——資料をもとに説明——

委員：自分が関わった学会について、数年前の入会申込書では（男・女の）性別記載欄があり、入会に関係ないことから廃止するか検討してはどうかという声もあったが、学会のなかでの男女共同参画の視点で（女性比率などが）求められている部分もあり、結果として「その他」とも書かずに自由記述欄が設けられた。

委員：「その他（ ）」「回答しない」という設問を設けた場合、どこまで正確な情報が必要なのか。

事務局：これはジェンダーの視点で集計している統計のため、男女は確認するが、それ以外の統計は特に求めない。現状では（国への報告等のため）女性割合だけを必要としている。

委員：「その他（ ）」の（ ）は性的マイノリティ当事者にとって（トランスジェンダーやエックスジェンダーなどどこまで詳細に書くべきか）負担になることもあることから、（ ）を設けずに、「男・女・その他（無回答）」も考えられる。「その他」はカミングアウト（の強要）に繋がる可能性があるので、「男・女・その他（無回答）」の3択としてはどうか。

委員：尼崎市では附属機関の女性割合4割以上という数値目標を設定しており、私はよく女性の弁護士を紹介して欲しいとお願いされる。私は女性の弁護士を戸籍

上の性別で探すことが多いが、尼崎市では女性委員割合を（戸籍上の性別だけでなく）性自認で確認するという事は市の職員は皆理解できているのか。

事務局：第4次尼崎市男女共同参画計画策定時に全庁的に通知している。

委員：弁護士では公にカミングアウトしている方は少ない。「その他」とすることで、自分は男なのか女なのかペンディングの状態なのかを表明することになる。「その他」では選ばれないことがあるのではないかと思う。

事務局：選ばれないことはない。あくまで女性割合を積算するためである。

委員：多様性の考え方が広がれば、男性であるマジョリティの割合の他に、その他の割合を積算するようになるなど、その他の人を排除することはなくなると思う。自由記述について、（細かい）情報はあった方が良いとは思いますが、決められた統計をとることが目的なら、自由記述はなくて大丈夫だと思う。

委員：戸籍上女性で、性自認が男性の場合はどうしたら良いのか。

委員：その方がどこに丸をするかによる。本当は、女性が何人というより、男性以外が何人と（国の統計を）変えた方がよいのだが。

委員：LGBT理解増進法が施行され性自認が重視されるようになったと感じている。以前は戸籍上の性別とされていた内容も、性自認で大丈夫になった場面が増えた。戸籍上の性別か性自認かは目的によって変わってくるのではないのかと思う。

委員：法律上、性別変更する時は様々な条件がある。現在の要件である「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」について裁判がおこっており過渡期だと感じる。

委員：性自認について様々なシーンで激論が交わされている。尼崎市男女共同参画審議会では目的に応じた対応を考えるというところだと思う。今回のようなケース（附属機関の女性割合を積算するための略歴書の記載欄）ではどうしたら良いと思うか。

委員：このケースでは先ほどの提案で問題ないと思う。

委員：自由記述を無くして、「男・女・その他（無回答）」とする。「その他」の欄があることは気になるか。

委員：履歴書の性別記載欄に「その他」と書いていると、これは何かと聞かれると思う。説明はどうしたら良いのか。

委員：下に注記がある。

事務局：これは個人に書いていただき市役所が預かるものである。「その他」に丸をしたとしても、こちらからセクシュアリティを確認することはない。あくまで女性割合を国に報告するのが目的なので、その他と書いた方の詳細を聞くことはない。

委員：この略歴書は誰に書いてもらってどこに提出するのか。

事務局：附属機関の委員に書いてもらって、尼崎市に提出される。

- 委員：この略歴書の性別記載欄について、市民に意見を聞く手続き（市民意見聴取プロセス）を行うのか。
- 事務局：略歴書の性別記載欄は内部の手続きであり、市民に意見を聞くことはしない。
- 委員：女性の比率を何割以上にするというより、男性の比率を下げるということが目標か。
- 事務局：男性の委員の割合が下がることは、必然的に女性の割合が上がることになる。
- 委員：男女の2項という統計から、性の多様性はいってきた。SDGsの目標なども男女しか書かれていない。正解はない。まだ決められずに議論しながら、今考える最適なところを検討していくしかない。
- 委員：その他に（ ）はいらないと思うし、その他に回答しないを含めたら数字的に整うのではないかと思う。
- 委員：その他と回答しないはニュアンスが違う。「その他（回答しない）」か、「その他／回答しない」とするのか。国に報告する登用率の計算方法は勝手に変えるわけにはいかないというのと、性別記載欄の趣旨はあったほうがよい。「男・女・その他／回答しない」の3択も考えられる。
- 事務局：過渡期であり、ジェンダー統計が変わっていくこともあると思うので、国の基準が変わったらまたその時に議論したら良いと思う。

(3) その他

- 事務局：パートナーシップ宣誓制度導入自治体の増加(令和5年6月現在、全国328自治体が導入)に伴い、自治体間での連携も増加してきている。尼崎市では、阪神・丹波・淡路10市1町で協定書を締結している。令和6年4月1日より、新たに大阪・京都・兵庫の自治体間で連携ネットワークを設立予定。兵庫県、本市を含む阪神10市1町、明石市、姫路市等の県内自治体が加入予定。

ファミリーシップ制度は、互いを人生のパートナーとして、日常生活で相互に協力し合う性的マイノリティ等の2人に加え、その一方は双方に子どもや親がいる場合、その関係性についても受領証に記載するものであるが、尼崎市が協定書を締結している、阪神・丹波・淡路10市1町において、芦屋市、三田市、宝塚市、4月からは西宮市がファミリーシップ制度の導入を予定している。令和6年4月1日よりパートナーシップ制度を導入予定である兵庫県では、希望に応じて子どもや親等の名前を受理証明書に記載可能とするほか、事実婚のカップルも対象とする制度案を検討中。来年度、尼崎市も、子どもや親等の名前を宣誓書受領証に記載可能とするなど制度変更に向けて検討していく。

令和6年6月28日から、委員任期の切替となり、再度、委員委嘱手続きのため関係書類のご提出をお願いすることになる。また、団体推薦の方については、

別途、推薦依頼をする。引き続きお力添えいただきいただきたい。

委員：兵庫県がパートナーシップ宣誓制度を導入すると思うが、宣誓したい場合、兵庫県か尼崎市どちらに宣誓するのか。

事務局：兵庫県か尼崎市か選んでいただけたらと思う。兵庫県ではパブリックコメント中であり、県の制度との連携について詳細は未定である。

委員：兵庫県下でパートナーシップ制度を導入していない自治体について、兵庫県に申請となるのか。

事務局：パートナーシップ制度を導入していない自治体はおそらく兵庫県に宣誓してもらうことになると思う。

なお、事実婚を含めるのは兵庫県下の自治体では明石市のみとなる。それ以外は事実婚を含めていない。親や子については対象としようという動きになっているが、今後そのあたりを含めて研究していく。

委員：例えば内縁の男女はパートナーシップ宣誓制度で宣誓できるのか。

事務局：神戸市のライフパートナー宣誓制度で宣誓できるようだ。

委員：(今後、事実婚の方がパートナーシップ宣誓制度を利用し宣誓した場合)は市営住宅に申し込めるのか。

事務局：尼崎市ではそもそも(パートナーシップ宣誓制度に関係なく)事実婚(同居)は市営住宅に申込可能である。

委員：住民票が別の場合、今後パートナーシップ宣誓制度で事実婚も対象となると、市営住宅に申込できるのか。事実婚の男女について、恋人同士の同棲の違いの証明が難しい。結婚式をあげていたら証明しやすいのだが。

事務局：パートナーシップ宣誓制度はそもそも、尼崎市が2人の関係を認める制度ではなく、あくまで宣誓したことに対して受領証を交付する制度である。

委員：ファミリーシップ制度を開始するのか。

事務局：導入の検討を開始する。

以 上